障害支援区分等審査会委員希望登録

　障がい福祉サービスに係る支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がい者の心身の状態を総合的に表す「障害支援区分」が設けられるとともに、その判定等を中立・公平な立場で専門的な観点から行うために、市町村審査会が設置されています。例年通り市町村から本会に推薦依頼があることを想定し、障害支援区分等審査会委員推薦希望者の登録をいたしますので、推薦希望される方は、下記の注意事項をご確認のうえ、お申込みください。

**■■登録について**

**【任　　　　期】**　　　 ２年（2025年４月～2027年３月）

**【審査会について】**

1. 開催頻度　　 毎週1回から月に1回程度（各市町村によって異なります）
2. 開催時間 １時間から２時間程度（各市町村によって異なります）
3. 委員報酬　　 各市町村の規定により支給されます。

**【推薦基準について留意事項】**

1. 本会の会員として入会期間（他府県入会期間を含む）が３年以上経過する者

※２０２４年７月３１日現在

1. 本会の正会員で、会費の滞納がない者。連絡がスムーズに取れる方。
2. 本会の会員派遣調整手数料規程で定めた調整手数料の滞納がない者。

**【その他重要事項】**

　　　　　　障がい分野（身体・知的・精神）で活動し、障害者総合支援法、その他障がい福祉分野の法律、制度等に精通している方を求めます。

1. 現任委員の方で継続のご希望の場合でも、必ず登録してください。
2. お一人で複数箇所をご登録可能です。
3. 委員候補者の推薦は、希望登録票に基づき選定し、本会の理事会において決定します。提供いただいた個人情報は本目的以外には一切使用せず、取り扱いには十分注意いたします。
4. 委員候補者推薦の結果について事務局より文書にて通知いたします。委員候補者を推薦後、委員は各市町村長が任命しますのでご承知おきください。
5. 登録いただいても、全員が必ず推薦されるとは限りません。
6. 同一市町村で介護認定審査会と兼務することは原則できません。
7. 委員を対象にした「障害支援区分等認定審査会委員研修」は必ず受講してください。
8. 審査会の委員として採用された方は、会員派遣調整手数料として受けた報酬の５％を本会に納入していただきます。
9. 市町村職員は、原則として委員になることができません。

**【提出締切】**　　**２０２4年　９月1０日（火）**　　右記QRコードからご登録ください。

【**問い合せ先】**　公益社団法人 福岡県社会福祉士会　事務局 (﨑村)

　　　　　　　　　〒812-0011　福岡市博多区博多駅前3-9-12　アイビーコートⅢビル5F

　　　　　　　　　TEL : 092-483-2944　FAX : 092-483-3037　E-mail : info@facsw.or.jp